

2021年度 日本アーカイブズ学会総会議事録

開催状況

日時 2021年4月24日(土) 13:00～15:00

場所等 オンライン開催。Web会議サービス「Zoom」を使用した。

また、採決にあたってはZoomの「反応」機能による意思表示を、拍手による賛成とみなした。

進行および議事

1 開会宣言(菅真城委員、以下司会をつとめる)

2 会長挨拶(保坂裕興会長)

3 議長選出

- ・議長立候補者なし。
- ・司会が佐藤勝巳氏を議長に推薦した。これが承認され、佐藤氏が議長に指名された。以下の議事は議長のもと行われた。

4 定足数確認と総会成立

- ・正会員は455名。
定足数はその10分の1以上であるので46名であることを確認した。
- ・現在の出席正会員58名、委任状提出正会員122名。
議長が定足数を満たしていることを確認し、総会の成立を宣言した。
- ・書記選出
議長が藤井萌・大沼大晟両会員を書記に指名した。

5 議事

(1) 2020年度事業報告(案)(宮間純一事務局長)

(2) 2020年度決算(案)(鈴木直樹委員)

(3) 2020年度会計監査報告(青木祐一監事)

- ・上記(1)～(3)は、総会資料(資料1)・(資料2)・(資料3)により一括して報告された。
- ・(3)において、青木監事より適切に執行されている旨報告された。

【質疑応答】

(質疑) 松崎裕子氏

会員数が前年度比 14 名減となっているが、減員となった理由を伺いたい。

(応答) 宮間事務局長

会員数減少の理由は、複数あげられる。例年、大会において入会する会員が一定数いるが、昨年度は対面で大会が開催出来ずその機会がなかったこと、会費の滞納による自動退会者が複数名いたことなどである。今後も広報等を積極的に行い、会員数の維持・増加に努めていきたい。

(質疑) 松崎裕子氏

株式会社ワンビシアーカイブズ (以下、ワンビシ) に預けた学会記録に関して、目録や利用に関しての規定が『アーカイブズ学研究』等で公開されているか。

(応答) 宮間事務局長

学会記録の収蔵スペースがないため、ワンビシに保管を委託した。目録や規定は、現段階では未作成・未整備である。数年かけて目録を作成し、学会記録の管理に関する規定を策定してゆく予定である。

(質疑) 松崎裕子氏

決算に関する書類の作成方法を見直した方が良い。今後、本学会が法人化していくためには、より詳細な財務諸表を作る必要があるだろう。

(応答) 太田富康副会長

総会資料に掲載する決算書を改善した方が良いというのは、ご指摘のとおりである。また、法人化へ向けてということになると現状の会計処理では済まないことは承知している。だが、現在は 20 名の委員で事務を行っており、そこまで手が回らないのが実情である。そのため、法人化も視野に入れた場合、委員の増員も必要になる。委員の増員に関しては、のちほど提案する会則改正にも盛り込んでいるが、体制を整えていく中で決算書の改善や法人化に適した会計処理方法の検討を行うこととしたい。

(質疑) 松崎裕子氏

本会の資産がどれほどあるのか、その中で利用可能な資産がどれほどあるのかを明確にすることが今後の活動を考える上で重要である。会計処理のあり方を見直し、財務諸表の作成方法を検討していただきたい。

・Zoom の「反応」機能による意思表示をもって賛成多数を議長が確認し、承認された。

(4) 2021 年度事業計画（宮間事務局長）

(5) 2021 年度予算（鈴木委員）

・上記（4）～（5）は、総会資料（資料 4）・（資料 5）により一括して提案された。

・Zoom の「反応」機能による意思表示をもって賛成多数を議長が確認し、承認された。

(6) 会則改正（太田副会長）

・総会資料（資料 6）により提案された。

以下の補足説明があった。

今回の会則改正の趣旨は 2 点ある。1 点目は会務執行体制の強化のため、2 点目は大規模災害等により春季に総会が開催できない場合への対応のためである。

1 点目については、会員数の増加や業務の増加・多様化により、発足当時の人数では対応が難しくなってきたことによる。アーカイブズ学を取り巻く環境も大きく変化し、本会に求められることが増えてきたため、委員の増員を行いたい。改正案では、30 名と人数の上限を設定しているが、その枠を常時埋めておくという意図ではない。上限が 30 名であれば、余裕をもって調整ができると考えている。

2 点目については、「NPO 法人定款に対する特定非営利活動促進法」及び内閣府による解釈と定款例を参考とした。内閣府からは総会開催方法にはオンラインによるものを含む、との解釈が出されていることから、本会でもオンラインによる総会開催に問題がないという解釈を委員会で決定した。これにより、年 1 回の総会開催は可能と考えられるが、現行会則が定める「春季」の開催は、この時期に大規模災害等が発生した際などには困難である。一方、前述の NPO 法人でも総会開催は年 1 回という回数のみを規定し、時期までは制限していない。以上を勘案し、開催方法に関する改正は必要とせず、時期についてのみ「春季」という限定を外すという改正により、大規模災害等が発生した場合への対応としたい。

この改正がなされた場合も、通常の運用においては年度の早い時期、すなわち春季に総会を開催することはもちろんである。とはいえ、大規模災害等により年度当初に開催できない場合においても、当面の会務運営の継続が必要であり、そのためには事業計画や予算等を定めるなどの必要がある。そこで地方自治法にならい、会長専決の規定を設ける改正を提案する。ただし、会長の権力濫用を防ぐため、一定の制限を設けるとともに、次の総会での報告承認を義務付けている。

・Zoom の「反応」機能による意思表示をもって賛成多数を議長が確認し、承認された。

(7) その他

・会則 14 条 1 項 4 号および総会運営規程 6 条による、事前の会員からの提出議案はな

いことが確認された。

6 議事の終了

- ・議長が、すべての議事の終了を宣言した。

7 その他

(1) 2020年度認定登録アーキビスト（太田副会長）

- ・総会資料（資料7）に基づき、新たに登録アーキビストに認定された4名、更新された8名の紹介があった。

8 閉会宣言（菅委員）

佐藤 勝巳 